

# 自動車部品サプライチェーンにおける製品単位 CO2 排出量算定・削減支援実証事業 業務委託仕様書

## 1 趣旨

2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、個々の企業の取組だけでなく、サプライチェーン全体でのCO2排出量の把握・削減を進めることが不可欠である。とくに自動車業界では、取引先に対して部品や原材料単位でのCO2排出量の報告を求める動きが広がりつつあり、県内の自動車関連中小企業が今後とも競争力を維持・強化していくためには、CN実現に向け、自社内での省エネ等の取組に加えて、サプライチェーンを構成する取引先企業と連携した取組を進める必要がある。

そこで三重県では、自動車関連部品のサプライチェーンを構成する複数の事業者が連携して製品単位でのCO2排出量を算定・削減するための取組を支援するとともに、取組の成果や課題等を整理し県内の自動車関連企業へ展開することを目的として、自動車部品サプライチェーンにおける製品単位CO2排出量算定・削減支援実証事業を実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

自動車部品サプライチェーンにおける製品単位CO2排出量算定・削減支援実証事業業務委託

### (2) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月21日（木）までとする。

### (3) 参加事業者

本業務の参加事業者（支援対象）は、サプライチェーンで連携して製品1単位でのCO2排出量（以下「CFP」という。）の算定・削減に向けた取組を行おうとする三重県内に事業所等がある事業者3者で、このうち、自動車メーカーと直接取引がある事業者（以下「Tier1事業者」という。）が1者、Tier1事業者と直接取引がある事業者（以下「Tier2事業者」という。）が2者とする。

※Tier1事業者は同一事業者で、当該Tier1事業者と取引があるTier2事業者が2者。ただし、Tier1事業者の算定対象部品は各Tier2事業者で異なる。

## 3 業務内容

受託者は、下記(1)から(5)までの業務を実施するものとし、契約締結後速やかに、業務の実施体制及びスケジュール等についての具体的な作業工程表を作成し、委託者の了承を得ること。また、業務全体の進捗管理を行うとともに、業務の遂行にあたり、疑義や変更、調整等の必要性が生じた場合には、随時、委託者及び参加事業者と協議のうえ、対応すること。

### (1) CFP算定

ライフサイクルアセスメント（LCA）手法に基づき、対象となるTier1事業者及びTier2事業者の部品・原材料等のCFPを、以下のとおり算定すること。なお、CFP算定は、国、業界団体及び自動車メーカー等におけるCFP算定に係る最新の動向や知見等を踏まえて行うこと。また、算定対象項目や算定方法等について、各参加事業者と現地での打ち合わせを2回以上行うこと。

- ①できる限り1次データを用いたCFP算定を行うこととし、少なくとも電力については、算定対象となる部品・原材料等の生産工程ごとに電力測定装置により実測したデータ（IoTデータ）を使用すること。なお、生産工程における使用電力については、Tier1事業者が自社開発した電力測定装置をTier2事業者に貸与して測定する予定である。
- ②参加事業者に対し、CFP算定の意義や手法等について十分な説明を行うとともに、必要なデータ収集の支援を行うこと。
- ③Tier1事業者のCFP算定にあたっては、Tier2事業者のCFPデータを連動させること。
- ④算定したCFPについて検証を行うこと（調達部品・原材料等を2次データで算定した場合のTier1事業者のCFPや工場全体の電力使用量を配分して算定した場合のCFP等との比較・検証等）。
- ⑤算定対象項目や算定方法、支援内容等については、委託者及び参加事業者との協議により決定することとし、参加事業者にとって過度な負担とならないよう配慮すること。

## （2）Tier2事業者に対する省エネ診断

CFP算定対象となる部品・原材料等を生産するTier2事業者の事業所等におけるエネルギーの使用状況について、専門家（エネルギー管理士や技術士等）による調査、診断及び改善策の提案等（以下「省エネ診断」という。）を行うこと。実施にあたっては、診断対象の各参加事業者について、現地での調査・指導等を3回以上行うこと。

なお、Tier1事業者が自社開発した電力測定装置を提供し、Tier2事業者のCFP算定対象の部品・原材料等の生産工程の電力使用量の実測を行う予定であるため、当該実測結果も踏まえた削減提案を行うこと。

### ＜省エネ診断の流れ＞

- ①情報収集
- ②現地調査データ計測
- ③課題抽出・分析
- ④対策効果および改善提案の分析・選定
- ⑤診断報告書作成
- ⑥社内報告会の開催

## （3）本実証事業における成果等のとりまとめ

本実証事業におけるCFP算定及び省エネ診断の結果を踏まえ、カーボンニュートラルの実現に向け、CFP算定を含めて自動車部品サプライチェーンが連携してCO2排出量削減の取組を進めるうえでの課題等の整理と今後の方向性、並びに国、業界団体及び自動車メーカー等に向けた提言等を、成果報告書としてとりまとめること。なお、成果報告書は、すべての内容を網羅した非公開用と、参加事業者の企業秘密や個人情報に記載しない公開用の2種類を作成すること。また、成果報告書の内容については、適宜、委託者及び参加事業者と協議すること。

## （4）成果発表会の開催

本実証事業の成果等を、自動車関連企業を始めとする県内のものづくり中小企業に展開するための発表会（セミナー）を1回開催すること。なお、成果発表会においては、参加事業者に加えて、受託者も講師として講演を行うこと。

(5) その他

参加事業者との打ち合わせ会議の開催、その他必要な情報収集や諸調整を行うこと。

#### 4 委託業務完了報告書の作成・提出

受託者は、委託業務完了後、下記のとおり、委託業務完了報告書を提出すること。

(1) 提出方法

委託業務完了報告書の内容や体裁は次のとおりとし、成果品としての成果報告書とともに、電子データ（CD-R等）1セットと紙（A4両面）1部を提出するものとする。

- ①委託業務完了報告書
- ②成果報告書（公開用）
- ③成果報告書（非公開用）

(2) 提出期限

令和6年3月21日（木）

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県雇用経済部新産業振興課

#### 5 業務実施上の条件

- (1)本業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は参加事業者から一切の費用を受領することはできない。
- (2)本業務の履行にあたっては、特定の製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3)個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者又は従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則がある。
- (4)本業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (5)受託者は、何人に対しても委託期間中又は委託期間終了後を問わず、業務上知り得た本業務の一切を漏らしてはならない。
- (6)本業務のスケジュールについては、事前に委託者の承認を得ること。
- (7)打合せの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (8)本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても委託者に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、委託者の要求に基づき仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (9)受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(10) 受託者が(9)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(11) 本業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応すること。